

# 第1章 総 則

## 第1節 計画策定の目的

この防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び深川市防災会議条例（昭和38年条例第65号）第2条第1項の規定に基づき、深川市防災会議が作成する計画であり、深川市の防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 深川市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、市内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱とする。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減をはかるための施設の新設・改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水・防疫・食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール13の達成に資するものである。

※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

## 第2節 計画の構成

深川市地域防災計画は本編の他、次の各編から構成する。

- 1 水害対策編
- 2 地震災害対策編
- 3 資料編

【参考】災害対策タイムライン（各編の項目を平常時から災害発生・収束後の対応などについて時間的に整理）

時間軸	市及び防災関係機関	住民、自主防災組織等
平常時	各種予防計画に基づく災害対策の実施	1-7「市民及び事業所の基本的責務」 5-2「防災訓練計画」 5-5「自主防災組織の育成等に関する計画」 5-7「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に基づく災害への備え
災害予測	3-2「災害対策本部」による動員 4「災害情報通信計画」による避難情報の発信 6-2「避難対策計画」による避難所開設	5-7「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」 6-2「避難対策計画」による避難の開始
災害発生 3時間	4「災害情報通信計画」による災害情報の発信 6-2「避難対策計画」による避難所運営の実施	自主防災組織、近隣住民による自助・共助の開始     6-2「避難対策計画」による避難所運営協力  各自による復旧活動の実施
12時間	6-1「応急処置実施計画」 6-5「交通応急対策」 6-6「輸送計画」 6-7「食糧供給計画」 6-8「給水計画」 6-14「医療救護計画」 上記計画に関する対策の実施	
24時間	6「災害応急対策計画」内のライフラインの復旧に関する計画の実施	
72時間	6「災害応急対策計画」の継続及び実施 7「災害復旧・被災者援護計画」による災害復旧の開始	
72時間以降	7「災害復旧・被災者援護計画」による災害復旧	

※ 各計画には、初動から復旧に関する対策まで含まれているため、活動時のおおよその目安とする。

### 第3節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が損なわれないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、多様な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

本計画を効果的に実施するためには、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに市及び防災関係機関の適切な役割分担による協働を着実に実施し、また、災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動することが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

また、防災対策の実施においては、地域における生活者の多様な視点を反映させるとともに、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大することにより、様々な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。さらには、東日本大震災を始めとした過去の教訓を生かし、防災担当部署だけではなく、あらゆる分野や事業について「防災・減災」の観点から総点検を行い、本計画による災害に強い地域づくりを進めるものとする。

## 第4節 用 語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
防 災 会 議	深川市防災会議
本 部（長）	深川市災害対策本部（長）
防 災 計 画	深川市地域防災計画
防災関係機関	深川市防災会議条例（昭和38年深川市条例第65号）第3条に定める委員の属する機関
災 害	基本法第2条第1項第1号に定める災害
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、疾病者及び外国籍住民などのうち、特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

## 第5節 防災計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条の定めるところにより、本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げのような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）又は緊急の必要があるときは、防災会議会長が修正し、その結果を北海道知事及び防災会議に報告するものとする。

## 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

基本法第16条の規定に基づき設置する防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者が防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	北海道開発局 札幌開発建設部	1 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による市への支援に関すること。 2 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 3 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
	深川道路事務所	1 国道の改築・維持・修繕、災害復旧及びその他の管理を行うこと。
	滝川河川事務所	1 石狩川、雨竜川の改修及び維持・修繕並びに災害復旧を行うこと。
	北海道農政事務所 旭川地域センター	1 災害時における応急用食料の調達、応急配給及び緊急輸送を行うこと。
	空知森林管理署 北空知支署	1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策をたてその未然防止を行うこと。 4 災害時において市の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	滝川公共職業 安定所深川分室	1 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋を行うこと。 2 被災失業者の職業紹介に関すること。 3 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。 4 災害時における求職者給付の支給に関する特別措置に関すること。
自 衛 隊	陸上自衛隊 第2特科連隊	1 災害派遣出動による救援活動に関すること。 2 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。

第1章 総 則

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北	空知総合振興局 地域政策部 地域政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。</li> <li>2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。</li> <li>3 災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。</li> <li>4 市及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を行うこと。</li> <li>5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>6 救助法に関すること。</li> <li>7 災害時における各種情報収集、整理及び伝達に関すること。</li> <li>8 その他災害発生の防ぎよ又は被害拡大の防止のための措置に関すること。</li> </ol>
海	空知総合振興局 空知農業改良普及 センター北空知支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。</li> <li>2 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。</li> </ol>
道	空知総合振興局 札幌建設管理部 深川出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防技術の指導を行うこと。</li> <li>2 公共土木施設災害対策を実施すること。</li> <li>3 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。</li> <li>4 災害時において関係河川の水位・雨量情報の収集及び報告を行うこと。</li> <li>5 災害時において関係公共土木被害の調査を実施すること。</li> </ol>
	空知総合振興局 保健環境部深川地域 保健室（深川保健所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の応急治療及び被災地の防疫実施指導並びに感染症の予防に関すること。</li> <li>2 被災地の医療品及び衛生材料等の需給に関すること。</li> </ol>
	企業局 鷹泊発電管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。</li> <li>2 ダムの放流等に関し市及び関係機関と連絡調整を図ること。</li> </ol>
北海道警察	深川警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>2 災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。</li> <li>4 犯罪の予防、取締り等に関すること。</li> <li>5 危険物に対する保安対策に関すること。</li> <li>6 広報活動に関すること。</li> <li>7 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。</li> </ol>

第1章 総 則

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
深川市	市長部局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議に関する事務を行うこと。</li> <li>2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。</li> <li>3 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。</li> <li>4 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。</li> <li>5 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。</li> </ol>
	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。</li> <li>2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</li> </ol>
消防機関	深川地区消防組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関すること。</li> <li>2 水防活動に関すること。</li> <li>3 その他災害時における救助活動に関すること。</li> </ol>
指定公共機関	北海道旅客鉄道（株） 深川保線管理室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関への支援を行うこと。</li> <li>2 避難時における鉄道輸送の確保を行うこと。</li> <li>3 鉄道施設等の保安に関すること。</li> </ol>
	東日本電信電話（株） 北海道事業部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象官署からの警報を伝達すること。</li> <li>2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し重要通信の確保を図ること。</li> </ol>
	北海道電力（株） 深川営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力供給施設の防災対策を行うこと。</li> <li>2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。</li> </ol>
	深川郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。</li> <li>2 施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供に関すること。</li> <li>3 集配業務等を通じて収集した情報の提供に関すること。</li> <li>4 郵便局ネットワークを活用した広報活動を行うこと。</li> <li>5 避難場所への臨時郵便差出箱の設置を行うこと。</li> <li>6 郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</li> </ol>
	佐川急便（株） ヤマト運輸（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。</li> </ol>

第1章 総 則

区分	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	一般社団法人深川医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。
	深川、神竜、多度志、空知、秩父別各土地改良区	1 水門若しくは、閘門及び溜池の防災管理を行うこと。 2 頭首工及びかんがい用水路の防災管理に努めること。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	きたそらち農業協同組合 北空知森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。
	深川商工会議所	1 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 2 被災商工業者の経営育成指導を行うこと。
	一般運送事業者	1 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。 2 災害による復旧資材の輸送協力に関すること。
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。 2 災害時における燃料等の確保及び安定供給に関すること。
	深川市町内会連合会 深川市社会福祉協議会 深川市男女平等参画推進協議会 深川市民生児童委員連合協議会 深川市日本赤十字奉仕団 深川建設業協会	1 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 2 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 3 非常食の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 4 避難所運営に関すること。 5 建設機材を使用した災害応急対策及び災害復旧対策の協力を行うこと。



## 第7節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を平常時から心がけ、災害による人的・経済的被害を軽減させる減災のための備えをより一層充実させるとともに、災害に関する知識を習熟させ、その実践を促進させる市民運動を行うことが必要である。

また、災害が発生した際には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、防災関係機関が行う活動に協力し、被害を最小限に食い止めるよう努めるものとする。

### 1 市民の責務

地域において、素早く確実な安否確認を行うとともに、被害の拡大防止や軽減を図るため平常時から災害への備えを行い、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- イ 3日分の食料、飲料水(目安:1人1日3リットル)、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ウ 隣近所との相互協力関係の構築
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

#### (2) 災害時の対策

- ア 隣近所の安否確認
- イ 地域における被災状況の把握
- ウ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- エ 初期消火活動等の応急対策
- オ 避難場所での自主的活動
- カ 防災関係機関の活動への協力
- キ 自主防災組織の活動

### 2 事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

このため、従業員及び施設利用者の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献、地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、北海道、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

オ 防災用資機材の備蓄・管理や飲料水、食料、生活必需品等の備蓄。

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

**3 市民防災の推進**

市民ひとりひとりが日常生活のあらゆる面において、地震、火災、風水害などの万一の災害に備えて日頃の「心構え」や「身辺」をもう一度点検するなど正しい防災知識をもち災害の予防や応急措置について認識を深め、これを習慣化する気運を高めるため、毎年8月1日を「市民防災の日」とする。

(資料編 資料6-4 「市民防災の日」推進要綱)